

新庁舎建設特別委員会 報告書

令和3年8月

清瀬市議会新庁舎建設特別委員会

【目 次】

	(頁)
新庁舎建設特別委員会における審査の報告にあたって	1
1. 新庁舎建設特別委員会について	2
2. 新庁舎建設特別委員会委員	2
3. 新庁舎建設特別委員会開催状況	4
4. 審議経過	6
第1回・第2回	6
第3回・第4回	7
第5回・第6回	8
第7回～第9回	9
第10回	11
第11回	14
第12回・第13回	17
第14回・第15回	18
第16回	19
第17回	21
第18回・第19回	22
第20回	24
第21回・第22回	27

新庁舎建設特別委員会における審査の報告にあたって

新庁舎建設特別委員長

西 上 ただし

昭和48年に竣工した旧庁舎は平成23年度に行った耐震診断における耐震性の不足や、翌年度に行った建物に関する基礎調査において施設の老朽化や機能面の不足など様々な問題が明らかとなったことから、市は検討の結果建替えによる整備方針とする結論に至りました。

建替えに際し、清瀬市議会では新庁舎に関する調査、研究、提案を行うことを目的として、平成27年9月に新庁舎建設特別委員会を設置し、市が策定した「清瀬市新庁舎建設基本計画」に掲げる安全・安心な庁舎づくり、使いやすい効率的な庁舎づくり、誇りと愛着を持てる庁舎づくりの3つの基本理念の達成に向けて令和3年7月までの約6年間にわたり議論と検討を重ねてまいりました。またこの間には、新庁舎に求める議会機能に関する審議結果を「新庁舎建設における議場に関する審議報告書」（平成28年9月）としてまとめ、市側への提案も行いました。

この度の新庁舎の完成にあたり、本特別委員会の設置の目的として掲げた事項が全て終了したことから、審査内容及び経過等について清瀬市議会会議規則第101条の規定により本報告書を作成いたします。

1. 新庁舎建設特別委員会について

- (1) 設置 平成27年9月1日
- (2) 設置の目的 新庁舎建設に関する調査、研究、提案
- (3) 委員数 10人
- (4) 設置の期間 新庁舎建設に関する審査が終了するまでの間

2. 新庁舎建設特別委員会委員

平成27年9月1日～		
委員長	中村 清治	清瀬自民クラブ
副委員長	鈴木 たかし	公明党
委員	斉藤 あき子	公明党
委員	原田 ひろみ	日本共産党
委員	小西 みか	風・生活者ネット
委員	宮原 りえ	風・生活者ネット
委員	渋谷 けいし	清瀬自民クラブ
委員	森田 正英	清瀬自民クラブ
委員	友野 ひろ子	清瀬自民クラブ
委員	佐々木 あつ子	日本共産党
議長	渋谷 のぶゆき	
副議長	西上 ただし	

平成29年6月8日～		
委員長	粕谷 いさむ	清瀬自民クラブ
副委員長	西上 ただし	公明党
委員	斉藤 あき子	公明党
委員	深沢 まさ子	日本共産党
委員	原田 ひろみ	日本共産党
委員	小西 みか	風・生活者ネット
委員	宮原 りえ	風・生活者ネット
委員	渋谷 けいし	清瀬自民クラブ
委員	森田 正英	清瀬自民クラブ
委員	中村 清治	清瀬自民クラブ ～平成30年9月3日
議長	西畑 春政	
副議長	斉藤 正彦	～平成30年9月3日
	中村 清治	平成30年9月3日～

令和元年6月10日～		
委員長	佐々木 あつ子	日本共産党
副委員長	渋谷 のぶゆき	清瀬自民クラブ
委員	原 和 弘	公明党
委員	香 川 やすのり	日本共産党
委員	山 崎 美 和	日本共産党
委員	小 西 み か	風・立憲・ネット
委員	城 野 けんいち	風・立憲・ネット ～令和2年10月31日
	斉 藤 実	風・立憲・ネット 令和2年11月1日～
委員	清 水 ひろなが	清瀬自民クラブ
委員	西 上 ただし	公明党
委員	森 田 正 英	清瀬自民クラブ
議長	渋谷 けいし	
副議長	原 田 ひろみ	

令和3年6月8日～		
委員長	西 上 ただし	公明党
副委員長	香 川 やすのり	日本共産党
委員	友 野 和 子	清瀬自民クラブ
委員	清 水 ひろなが	清瀬自民クラブ
委員	佐々木 あつ子	日本共産党
委員	深 沢 まさ子	日本共産党
委員	原 和 弘	公明党
委員	斉 藤 あき子	公明党
委員	宮 原 り え	風・立憲・ネット
委員	小 西 み か	風・立憲・ネット
議長	斉 藤 実	
副議長	森 田 正 英	

3. 新庁舎建設特別委員会開催状況

会議開催日		審議事件
第1回	平成27年9月1日 議長応接室	1 委員長の互選について 2 副委員長の互選について
第2回	平成27年12月2日 第2委員会室	1 清瀬市新庁舎建設基本計画について 2 その他
第3回	平成28年3月28日 第2委員会室	1 新庁舎建設事業について 2 その他
第4回	平成28年4月11日 第2委員会室	1 新庁舎建設事業について 2 その他
第5回	平成28年4月28日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第6回	平成28年5月25日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第7回	平成28年6月17日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第8回	平成28年7月12日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第9回	平成28年8月30日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第10回	平成28年9月27日 第2委員会室	1 新庁舎建設における議場について 2 その他
第11回	平成29年3月22日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 その他 10年間の財政フレームについて
第12回	平成29年4月28日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 その他
第13回	平成29年5月16日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 その他
第14回	平成29年6月26日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 その他
第15回	平成29年9月15日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 その他
第16回	平成29年12月12日 第2委員会室	1 新庁舎建設基本設計について 2 陳情第12号 清瀬市新庁舎建設計画について 事業費の大幅な削減につながる4階議場を市民へ開放するための陳情 3 その他

会議開催日		審議事件
第17回	平成30年6月20日 第2委員会室	1 新庁舎建設実施設計について 2 陳情第6号 新庁舎建設について予算内に事業費を抑えることを求める陳情 3 その他
第18回	平成30年9月12日 第2委員会室	1 議案第49号 平成30年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）（所管部分） 2 陳情第12号 清瀬市新庁舎建設事業計画について 財政難に加え市の将来像を見据えて本年2月より着手した清瀬市公共施設再編計画策定事業の一環と位置付けられる「新庁舎建設事業の事業費のさらなる圧縮を求める」陳情 3 その他
第19回	平成31年3月22日 第2委員会室	1 議案第19号 清瀬市新庁舎建設工事請負契約 2 その他
第20回	令和元年9月13日 健康センター 第1～第3会議室	1 陳情第14号 清瀬市新庁舎建設事業計画について市民応接階と職員執務階を完全分離するために職員執務機の配置計画の抜本的に見直しをすることを求める陳情 2 陳情第15号 清瀬市新庁舎建設計画について事業費の削減と工期を遅らせない具体的な減額案のための陳情 3 陳情第16号 新庁舎建設事業について市民への説明会の開催を求める陳情 4 その他
第21回	令和2年12月8日 第2委員会室	1 報告第7号 新庁舎建設工事の進捗状況について 2 その他
第22回	令和3年7月29日 委員会室	1 新庁舎の竣工に関する報告について 2 その他

4. 審議経過

第1回（平成27年9月1日）

〔審査事件〕

- 1 委員長の互選について
- 2 副委員長の互選について

〔主な内容〕

正副委員長の選挙を指名推選により行い、委員長に中村清治委員（清瀬自民クラブ）、副委員長に鈴木たかし委員（公明党）を選出した。

第2回（平成27年12月2日）

〔審査事件〕

- 1 清瀬市新庁舎建設基本計画について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

市側より、清瀬市新庁舎建設基本計画の以下の項目について説明を受け、質疑を行った。

（1）市民説明会について

- ・ 10月4日に健康センターにおいて開催し、23人の参加があった。
- ・ 主な質疑・意見では、耐震改修ではなく建て替えとした理由や議会機能の検討、オリンピック需要による建設費高騰への懸念、事業費が50億8,000万円を超える場合の対応などがあった。

（2）清瀬市新庁舎建設基本計画（案）に対するパブリックコメントの結果について

- ・ 4人の方から12件の意見が寄せられた。
- ・ 主なものでは、新庁舎建設位置はより駅に近い場所にするべき、設計者選定時における市民参画や透明性を確保すること、新庁舎建設における積極的な情報開示、現庁舎の耐震不足における万一の災害に対する不安などがあった。

（3）新庁舎建設事業の今後の進め方について

- ・ 平成28年度から平成29年度にかけて基本設計、平成29年度から平成30年度にかけて実施設計、平成30年度には南側用地の取得を行い、同年度後半には施行者を選定、平成32年度にかけて新庁舎の建築工事、その後、平成33年度には現庁舎の解体、外構整備を行う。
- ・ 基本設計においては、市民、議員、市職員それぞれを対象にワークショップを開催し、その後はパブリックコメントを実施するとともに市民説明会を行い、広く意見を聞いた後、基本設計を固めていきたい。

（4）新庁舎建設事業における現状と課題について

国土交通省による多様な入札契約方式モデル事業の選定を受け、国土交通省の委託を受けたアドバイザーにより、平成27年9月より平成28年3月まで事業の性格や地域の実情等に関する課題の整理、地域の実情などに最も適した入札契約方式の検討、新たに導入する入札契約方式において必要となる諸手続きに関する支援を

受けることとなっている。

現状：職員の建築技術職の人的・質的な不足、大規模建築物における経験及び実績がない。

課題：工期内でおさめるための詳細なスケジュール管理、品質管理、設計時における工法・手法の検討や設計変更時における検討などのコスト管理。

(5) 組織体制の整備について (CM方式について)

- ・ (4) の現状と課題から、本市においては、建設事業発注者支援方針コンストラクション・マネジメント (以下CM方式という。) を採用することが必要。
- ・ CM方式を導入した場合の効果として、品質の確保、コストの適正化、事業全体のスケジュール遵守、説明責任の向上などの効果が期待でき、なおかつ決められた予算内で品質を落とさずに事業を実施することができる。
- ・ CM業務は、設計者選定で6か月、基本・実施設計で24か月、施工者選定で6か月、施工管理で36か月としており、合計72か月、6年間の経費は合計9,000万円を見込む。

第3回 (平成28年3月28日)

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設事業について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

次の開催日程について、近日中に開催することを確認した。

第4回 (平成28年4月11日)

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設事業について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

市側より、清瀬市新庁舎建設基本計画の以下の項目について説明を受け、質疑を行った。

(1) CM事業受託者の選定について

昨年12月議会において債務負担行為として補正予算で議決した、新庁舎建設設計発注支援業務の受託者を選定し、受託先特定事業者を株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツに決定した。

(2) 事業スケジュールについて

設計者選定に当たっては、有識者4人、庁内検討委員会委員より2人の合計6人による設計者選定委員会を設置すること、基本設計と基本実施をあわせて約2年間かけて行うこと、新庁舎の整備と外構を含めた全体の供用開始は、平成33年度を予定している。

(3) 執務環境調査等について

職員の意識調査、文書量調査、基本フロアゾーニングの検討、会議室利用の実態調査などを実施し、その結果、事務室、会議室、書庫、倉庫の必要面積などを算出した。

第5回（平成28年4月28日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

- ・ 第4回委員会において市側から申し出のあった新庁舎の議場の形態について、議会としての考え方を集約するため、市側の出席を求めずに会議を開催した。
- ・ 議事では、今後議会としての方針をどのように決めて市側に提示するのか意見が交わされる中、本年4月に発生した熊本・大分地方の震災の際、市役所は被災者支援の中心となる施設であり、災害対策本部として使用できなくなるということを勘案し、新庁舎建設計画のスピードアップが必要である、または簡易補強が必要である等といった意見が出された。
- ・ 議場に関する意見集約の方法に関する意見では、小委員会の設置提案も出されたが、9月の期限まで5か月程度しかなく時間的な制約もあることから、会派ごとに新庁舎の議会部分にかかわる意見や考えをまとめた上で、次の会議において議会としての考えを一本化していくこととした。

第6回（平成28年5月25日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

- ・ 当日は、会派で集約した意見を会派ごとに説明し、議会事務局からも現状の課題点について説明を受けた。
- ・ 意見では、議場と委員会室は分けるべきか、議場と傍聴席の位置関係は段差をつけるべきか、フラットでよいか、予算・決算委員会の開催できる広さの委員会室を整備する必要があるか、議場と事務局、議員控室等の位置関係やセキュリティについて、議員図書室の整備などについて意見交換を行った。
- ・ 各会派が持ち寄った意見書について具体的に比較、検討するため、次の委員会を6月17日に開催することを決定し、それまでに議場、委員会室、正副議長室、議員控室、応接室、議員図書室、事務局室等、各部屋についての具体的な考えを会派ごとに提出、それを一覧とした資料をもとに議会としての方針を諸室ごとに集約していくこととした。

第7回（平成28年6月17日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

第6回委員会において議論された内容をもとに、議場と委員会室の併用や諸室の整備等について議論した。

（1）各会派の意見の一致をみた事項（主なもの）

- ・ 議会フロアは庁舎最上階に配置する、最上階の1フロア内に議会機能を集積する面積とする。
- ・ 子ども連れや障害のある傍聴者への配慮は必要。
- ・ 委員会室における傍聴席との区分けは明確にする。
- ・ 議員図書室は議会フロア以外で整備することは可能。
- ・ セキュリティ面では、傍聴者と議会出席者の動線を完全分離の上、セキュリティパスを使用して、議会関係者以外が入室できないよう配慮する。

（2）引き続き課題とした事項（主なもの）

- ・ 議場の床面の形状
- ・ 議場と委員会室の共用、面積規模、座席の配置、傍聴席数
- ・ 応接室・小会議室・議員控室

第8回（平成28年7月12日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

第7回委員会において審議した内容について資料をもとに論点を整理し、各会派間の考え方に隔たりのある下記の項目を中心に議論をしたが、合意に至らない項目があるため継続審査とした。

- （1）本会議場を議会以外の用途で一般に貸し出すことの可否について。
- （2）本会議と委員会室を共用することの可否について。
- （3）セキュリティ強化による議員と市民の動線を分離することについて。

第9回（平成28年8月30日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

新庁舎建設における議場について、市側に市議会として議場の考え方を提示するために作成した報告書（案）を各会派で検討し、調整可能な項目について意見調整や表現の修正について協議するため、引き続き継続審査とした。

〔1の主な内容〕

市側より、8月21日に実施した新庁舎建設設計者選定について以下の報告を受け、質疑を行った。

（1）新庁舎建設設計者選定委員会の設置について

厳正かつ公正に選定を行うため、市長の附属機関として、建築及び都市計画の分野における有識者4人と、行政職から庁内検討委員会の委員長である副市長、副委員長である企画部長の2人を含む、6人で構成された新庁舎建設設計者選定委員会を設置した。

（2）新庁舎建設設計者選定委員会 第1回から第4回の開催内容について

- ・ 第1回委員会を4月27日に開催し、募集要項などを検討。
- ・ 第2回委員会を6月3日に開催し、審査方法、評価方法などについて検討。
提案書の提出を6月27日に締め切った結果、6者からの応募があった。
- ・ 第3回委員会を7月13日に開催し、1次審査を行った結果、6者のうち4者を1次審査通過者とし、1次審査通過者に対して2次審査の追加資料として、過去の実績書類の提出を求めた。
- ・ 第4回の委員会を8月21日に児童センターころぼくるホールにおいて開催し、公開によるプレゼンテーションとヒアリングを行った。

市内外から50人を超える傍聴者があり、その後、場所を移して非公開による2次審査を実施した結果、最優秀者と優秀者を決定した。

結果の公表はホームページなどで9月1日を予定している。

（3）選定方針について

- ・ 基本計画にうたわれている基本理念の実現を目的に、1点目は創造性と実現性を両立できる設計者、2点目は市職員の執務、特に市民サービス及び官民連携や市民参画に関し、創意工夫と情熱及び責任感を持って取り組む設計者、3点目はライフサイクルコスト意識が高いとともに、維持保全に関する配慮が行き渡った設計者、4点目は発注図書としての過不足やそごがない図面整備、適切な仕様、材料、機器などの選定など、質の高い設計能力を持った設計者を選定することとする。
- ・ 審査方法は、1次は書類による技術者資料の客観評価と、業務提案としての四つの特定テーマに対する事前審査を実施した。特定テーマは、設計コンセプト、敷地ゾーニング計画、業務品質管理の方針、ワークショップの方針と実績を要件としている。

2次審査では、業務提案書ならびに過去の実績を公開によるプレゼンテーションとヒアリングを実施した後、1次審査の評価を再評価し、さらに過去の実績を評価した。

（4）評価基準について

1次審査における技術者資料における評価と、技術者数、有資格者数や業務における取り組み体制など、業務提案書による基本計画の理解度や提案内容の具体性、実現可能性などを総合的に評価する。

2次審査では、設計者の技術力や適性、信頼性、設計担当チームとしての総合力をプレゼンテーションとヒアリングにより評価する。

(5) 審査結果について

審査の結果、最優秀者は株式会社大建設東京事務所、優秀者は株式会社安井建築設計事務所東京事務所となった。

第10回（平成28年9月27日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設における議場について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

継続審査とした新庁舎建設における議場について、今後の基本設計、実施設計に反映させるため、議会の意見を集約し、市側に提出する審議報告書案について審議を行った。

報告書については9月29日に正副議長より市長に提出した。

（参考）【新庁舎建設における議場に関する審議報告書】（抜粋）

検討結果

1 意見集約された事項

(1) 議会フロア全般

- ① 位置：庁舎の最上階に配置すること。

（理由）議会フロアの配置にあたっては、限られた面積の中で最大限に有効活用することが求められる。加えて、市民サービスの観点から窓口業務は1階に、執務スペースは、それに続く低層階の配置が望ましいと考えられる。従って、議会フロアは、こうした機能面に配慮し、最上階への配置が望ましいと考える。

- ② 面積：基本計画にある面積（35㎡×20人＝700㎡）ありきではなく、1フロア内に議会機能が集積できる面積の確保。かつ最上階に議会機能以外を入れない。

(2) 本会議場

- ① 傍聴席の段差

会議が妨げられることのないための配慮をするとともに、傍聴者から議長を含めて会議出席者の顔が確認できるようにする。

- ② 議場の一般貸出

本会議場は、定例会以外にも臨時会を開催する場合があります、他の公共施設と同様の一般貸出は難しい。（子供議会など特定の用途は可能。）

(3) 委員会室

- ① 整備面積

予算・決算特別委員会を開催できる大きさを確保し、パーティション等によって区切れるようにすることで、議場とは別の多目的使用を可能にする。

※一部会派は、本会議場と委員会室が共用とされた場合に限定される。

- ② 会議出席者と傍聴席の区分

- ・ 傍聴席は、腰高程度のガラス板などにより明確に区分し、傍聴者が容易に委員席側へ侵入できない構造とした上で、委員席背面に委員席と同一床面高に配置する。

- ・ 委員会室への動線は委員と傍聴者との間で明確に区分する。

※一部会派では、現行どおりとする。

(4) 傍聴者への配慮（本会議場、委員会室共通）

① 障害者への配慮

- ・ 車いす利用者席及び手話通訳者スペースを確保する。
- ・ 磁気ループ等による難聴者補助設備を設置する。

② 未就学児などの子ども連れ傍聴者への配慮（傍聴席満席時の対応を含む）

- ・ 議場外の傍聴者出入口付近などに同時中継用の大型モニター及びその視聴席（ウェイティングスペース兼用）を設置する。
- ・ 子ども連れの方に配慮したスペースを設置する。

③ その他

- ・ 記者優先席、親子席を整備する。

(5) 正副議長室の整備

① 情報共有の面などを考慮し、現状形式と同様に仕切なしとする。

② 正副議長室と議会事務局は隣接する配置とし、廊下を経ず室内を行き来できる構造とする。

③ 正副議長室には応接スペースを設ける。別に議長応接室を整備することから、大き過ぎない広さとする。

(6) 議長応接室の整備

- ・ 現行と同様（規模、仕様）の整備を行う。

(7) 議員図書室

① 議会フロア以外の場所に整備する。

(理由) これまでの経過などを踏まえ議員図書室として整備したとしても、財政上などの理由により、その機能を維持していくことが困難と考える。議会活動を広報する目的も兼ねて、市政情報コーナーとの併設により市民から活用される様な環境を整備する。

(8) 事務局室（セキュリティ対策を含む）

① 議会フロアへの入退室がわかる位置に配置（階段、エレベータ前など）することで、全ての議員、来訪者、傍聴者等は、議会事務局を通過しなければ議会フロアへ立ち入ることのできないフロア配置とする。

② 正副議長室と隣接する配置とする。

2 合意に至らない事項

(1) 本会議場と委員会室の共用

○ 共用を不可とする主な理由

- ・ 本会議と委員会では、使用用途や出席者数が異なる。
- ・ そもそも会議の性質が異なり、これらを混同することは、議会の歴史的伝統や格式を無視するもので受け入れられない。

○ 共用を可とする主な理由

- ・ 議場、委員会室ともに音響設備、映像配信設備をそれぞれに設置する必要がある、共用にすることにより、その費用を半減することができる。

- ・ 公共施設再整備計画も検討の段階にある中、共用し、常任委員会はパーテーションにより区切って使用することにより、稼働率を上げることができる。
- ・ 本会議場と委員会室（予算・決算・全協）は共用とし、別途、常任委員会室（議運・特別委員会含む）を設け、議会フロアとしての面積を抑制する。

（２）本会議場の整備

① 床面の形状：ひな壇とフラット

○ ひな壇の主な理由

- ・ 議会としての格式を重んじる。他会議との共用はしない。
- ・ 議場（本会議）以外に使用しないことが前提となる。ただし、スロープの設置は必要。

○ フラットの主な理由

- ・ ひな壇は車椅子使用者に支障がある。
- ・ 議員数２０人規模の議場とし、現在の２６人仕様より議場全体をコンパクトにすることで、床面を少なくできる。議員席と理事者側の間隔を現在より狭めることも検討する。

② 座席の方式 現状対面方式とイギリス式(委員会の対面方式)

○ 現状対面方式とする主な理由

- ・ 現状の方式は機能的かつ合理的に出来ている。ただし現状より議長から市の説明者が見やすいような配置の配慮は必要。

○ イギリス式（委員会の対面方式）とする主な理由

- ・ 議場で予特・決特（市側の説明者数を考慮）ができるための提案であり、議員も理事者も前列の人と顔が重ならないよう、サイトインの工夫を要する。
- ・ 本会議場と委員会室が共用となる場合は、この方式は必須となると考える。

（３）議員控室

① 独立室と大部屋

○ 独立室の主な理由

- ・ 会派ごとに独立した部屋とし、会派控室の面積は、現状の面積以上、必要に応じて十分余裕をもって確保すること。所謂、一人会派が複数存在する場合は、その複数の一人会派で１つの控室を共用すること。
- ・ 会派ごとに独立した部屋とし、事務机を入れ、議会関係の仕事ができる執務室としての環境を整える。
- ・ 議員控室として会期中だけ使用するという考えではなく、市民との面会にも使用できるよう土日利用も可能にする。（エレベータを途中階に停止させない）

○ 大部屋の主な理由

- ・ 大部屋で目隠し程度のものがあればよい、一人当たり面積は現在程度でよい。
- ・ 会派構成に変更が生じる度に改修費用が発生してしまう。

② 各室の仕切り方法等

- ・ 防音に配慮しつつ改選時のレイアウト変更にも柔軟に対応可能な構造とすること。
- ・ 隣室へ音漏れしないよう防音
- ・ 防音に配慮しつつ、会派増に対応できるように可動式のパーテーションを。
- ・ 目隠し程度のもの。（個室に固執しない）

③ その他

- ・ 議員（会派）控室にインターネット環境を整備することで、ある程度の調査については、議員図書室によらずとも可能である。

（４）応接・小会議室

※ 本会議場と委員会室の共用の結論が出ないため、用途や必要面積、仕様等の議論に至らず。

（５）セキュリティ対策（ヒアリング時の意見）

① 議員と一般市民の動線分離

- ・ 議会エリアでの市民の動線は厳格に区分すべき。（清瀬自民クラブ）
- ・ 防犯対策は、庁舎全体で行なうべき。動線の分離は必要ない。（日本共産党）
- ・ 現状は、本会議の休憩中に陳情者が、事前の約束もなしで議員控室に突然入室してくることがあり、無秩序である。（公明党）
- ・ 過剰に議員を守ることはどうかと思う。できるだけ運用で対応すべき。（風・生活者ネット）
- ・ 市民と身近に接することが必要であり、あまり厳しくし過ぎず、事務局の目を通す程度でよい。（共に生きる）

② 議員控室への一般市民の入室制限

- ・ 議員控室という性質上、議員以外の一般市民を入室させるべきではない。（清瀬自民クラブ）
- ・ 入室制限は不便であり容認できない。陳情への妨げにもなるため、動線を分離するのであれば、常時制限するのではなく、運用で対応していただきたい。自分たちで施錠管理は行う。（日本共産党）
- ・ 面談が必要であれば事務局を通して、共通の面談室を整備して対応すべき。（公明党）
- ・ なるべく市民が議員を訪ねて来られる環境が望ましい。（風・生活者ネット）
- ・ 相談者との面談は議員控室を使用したい。（共に生きる）

第 11 回（平成 29 年 3 月 22 日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 その他

市側より、新庁舎建設に関連した 10 年間の財政フレームについて説明を受け、質疑を行った。

〔1の主な内容〕

新庁舎設計の受託者である、株式会社大建設計をアドバイザーとして招聘した。また、市側より、以下の報告及び説明を受け、質疑を行った。

（1）現在の進捗状況と今後のスケジュールについて

- ・ 昨年の9月以降は、配置、構造、設備などにかかわる法規調査や敷地測量、地盤調査、地歴調査などを実施し、基本設計に必要な条件整理を行った後、都市計画法による開発行為の事前協議等を行っている。
- ・ 現在は敷地に対する配置や階層構成、議会機能を含めた平面、構造、設備などを検討している。
- ・ 今後は、6月の中間案の提示に向け、4月以降、庁内検討委員会など職員による意見交換会を実施するとともに、5月には、市議会に全体の案を示すとともに市民との意見交換会を実施し、6月には中間案を示す予定。
- ・ その後は、9月の最終案に向けて7月から8月にかけて障害者団体への意見交換会を行うとともに、議会、市民、職員の意見を聞いた後、9月に最終案を示す予定。その後、10月には、市民説明会を開催するとともにパブリックコメントを実施、12月には、最終的な基本設計とする予定。

（2）基本設計にかかわる条件の方針について

基本設計を実施する上での条件である執務室における組織や市民窓口の考え方、しつらえ、階層構成などを示す基本的な方針を定めるにあたり、関係各課及び担当部長へのヒアリング、庁内検討委員会の専門部会での検討を経て最終的に庁議に諮り、設計条件としての方針を示した。

（3）新庁舎建設による庁舎機能分散化解消方針について

- ・ 分散化の現状として、現在、本庁舎に配置されていない学校、保育、学童を除く組織として、17課18組織がある。現状分析では、構造上の問題による機能分散と市民サービス上の機能分散、おのおの9組織に大別される。
- ・ 庁舎機能が分散されている上記組織の解消方針を示し、市民サービスの効率性及び利便性の向上、行政組織間連携の向上を図るために機能分散化解消方針3点定めた。

1点目として、本庁舎の構造上の問題による分散化、いわゆる本庁舎の狭隘によりやむを得ず本庁舎外にある組織は、原則全て解消する。2点目は、市民サービス上の機能分散は、分散化解消の目的に照らし、改善が期待できる範囲で解消する。3点目として、市民サービス上の機能分散のうち、市民サービスと施設機能が一体となっているもの、また、施設の設置目的上、新庁舎に配置することが困難なものは除外する。

（4）市民サービス上の機能分散の解消方法について

- ・ 分散化解消の目的のうち、組織間連携の向上については、いずれの組織も本庁舎に統合されれば満たされるため、市民サービス上の観点で解消方法とした。
- ・ 男女共同参画センターでは、交通の利便性の低下や独立した施設としての存在価値の必要性、駅前におけるセンター機能の市民への定着等から、また子ども家

庭支援センターは、現在の児童センターとの併設の状況は、平日の休館により他機関や組織間における連携上の課題はあるものの、市役所の閉庁日に窓口を開設する必要があることから、男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターについては、新庁舎への配置はしない。

- ・ ごみ減量推進課は、交通利便性や窓口利便性の改善から、市民サービスを向上することができるため、市民からの問い合わせ窓口機能を新庁舎に配置することとし、また生涯学習スポーツ課は交通の利便性は低下することとなるが、組織間連携や窓口利便性の改善により、市民サービスを向上することができるため、新庁舎に配置する。

(5) 新庁舎建設における窓口整備基本方針について

- ・ この方針は現庁舎における市民サービスと執務上の課題を把握し、来庁者の利便性や執務側の業務、効率性を高め、新庁舎建設基本計画で掲げた基本理念を達成するために、必要な方針を定めるもの。
- ・ 1 点目として「多摩 26 市で一番の窓口」をスローガンとして、職員が来庁者を応接、案内するフロアマネジャーを継続実施し、窓口誘導を図ることで利便性に配慮すること。2 点目として、市民の利用動線と業務上の連携等の効率性に配慮し、1 層ごとの建築面積の許容範囲において、ワンフロア、低層階での窓口サービスの実現を目指す。

(6) 議会機能について

- ・ 庁舎建物は南北に長い形状を想定しており、議会機能は最上階となる。議場は傍聴席から見て、右側に議員席、左側に理事者席となり、議長席は正面となることにより、出席者の顔が確認できる、いわゆるイギリス型としている。
- ・ セキュリティについては、議員控室前にある廊下、また、そのほかの廊下の境にセキュリティラインを設け、セキュリティパス等の提示がないと解錠されないような機能を想定している。
- ・ 議場と委員会室は共用とし、本会議場のレイアウトは議員席 22 席、理事者側席 30 席としており、中央に質問席及び演壇を配置している。
- ・ 理事者側の後方は管理職の控室とするため、仕切りはスライディングウォール等により遮断をし、議場側は格式を考慮したしつらえを想定している。
- ・ 常任委員会及び議会運営委員会時のレイアウトは、委員席の前に稼働席を 11 席配置し、理事者席は本会議のしつらえと同じ 30 人程度まで着席が可能としている。また委員長席は、傍聴席から見た正面中央へ配慮する想定としている。
- ・ 予算決算特別委員会時のレイアウトでは、委員席は本会議時における座席に座り、理事者側は後方のスライディングウォールを開き、30 席プラスアルファの席が確保される。委員長席は、傍聴者席から見た正面の委員席と理事者席の中央に配置することを想定している。

第12回（平成29年4月28日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

- ・ 第11回委員会の審議において、進捗状況及び今後のスケジュール、基本設計にかかわる与条件の方針については、委員会として了承されたことを確認した上で、議会機能のうち、議場と委員会室の共用について各会派から出された意見をもとに協議した。
- ・ 各会派からは賛成の意見が多かったものの、面積、設計枠に固執することなく、議場と委員会室との共用は避けるべきとの強い意見が出された。
さらに、共用以外の点について、傍聴者などの市民の動線と議員控室等の議員通行エリアとのセキュリティラインの厳格化、面談室の広さ及び複数の部屋の確保といった件に関して多くの意見が出された。
- ・ 基本設計における市側の考えを確認したところ、6月には市民への説明を行っていくことになっており、それまでには議会に対して4階を含む各階のフロア配置を含め、提示したいとの意向が示された。
- ・ 議会フロアについては各会派から出された意見を参考にした中で、再度、設計案の検討を進め、5月末までには次回の委員会を開催することを確認の上、新庁舎建設基本設計については、継続審査とした。

第13回（平成29年5月16日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

議場フロアについて市側より以下の説明を受け、質疑を行った。

（1）議会機能の平面設計について

- ・ 新たな設計案では、議場に隣接して委員会室を配置し、常任委員会及び議会運営委員会を開会できる面積を確保した。また、予算、決算特別委員会開催においては、議場と委員会室の間に設けたスライディングウォールを開くことで、理事者側の説明者席を増やすことができる手法とした。
- ・ セキュリティラインの確保については、変更前の3か所から議会事務局入り口、議場南側の2か所にするなど、傍聴者等の一般の方と議会関係者との動線を整理した。
- ・ 新たに示された4階の議会フロア変更設計案については全会派了承。

（2）基本設計の全体的な案について

来庁者用駐車場への動線、バス停を敷地内の正面玄関付近への移設、公用車用駐車場として、新庁舎の地下利用等についての考え方を示した。

第14回（平成29年6月26日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

継続審査となっている新庁舎建設基本設計について、市側より市民意見公聴会等の報告を受け、質疑を行った。

（1）第1回市民意見公聴会について

- ・ 開催の目的は、現在進めている基本設計を作成する過程において市民の意見を反映させるために実施するもので、6月4日にアミューホールにおいて開催し21人の参加者があった。
- ・ 意見公聴会は本市及び設計者から新庁舎基本設計の進捗状況について、テーマごとに設計コンセプト、配置計画案、平面計画案の三つに分けて説明を行い、その後意見交換を行った。

（2）新庁舎基本設計中間案について

- ・ 設置計画案については、第13回委員会に示した案から西側道路の車両出口を大型バスの運行状況を考慮して、9メートルから15メートルに拡幅、東側の道路を5メートルないし6メートルに拡幅する予定。
- ・ 平面計画案について、外回りにマンホールトイレの設置を加えた、金融機関と会計課を独立、庁議室兼災害対策室の面積を拡張、4階の議会機能のうち議員控室を並列に配置した。

（3）今後のスケジュールについては、基本設計は障害者団体との意見公聴会、市民意見公聴会、市民説明会、パブリックコメントを経て、本年12月には完了させる予定。

第15回（平成29年9月15日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

アドバイザーとして新庁舎設計業務の受託者である、株式会社大建設計を招聘した。また、市側より以下の報告及び説明を受け、質疑を行った。

（1）障害者団体等意見公聴会について

- ・ 7月14日に健康センターにおいて開催し、29人が参加。
- ・ 基本設計、進捗状況の説明後、配置計画案、平面計画案の二つのテーマに分けて質疑を行った
- ・ 質疑では、新庁舎屋上階に健康センターを設け、高層化することで庁舎前広場をより広くできるのではないかと、敷地に傾斜があるとのことだが、車椅子利用に配慮した計画となっているか、他の市役所では障害者団体が製作したものを販売

するカフェや販売所を設けている例があるが、新庁舎の計画はどうか、車椅子利用の方を含め、体に障害のある方が非常時に屋外に避難する方法、災害時のアナウンスを聞き取ることができない、聴覚に障害のある市民への周知方法、トイレサインはわかりやすさに配慮し、一般的なものをなど、多くの意見や質問があった。

(2) 市民意見公聴会について

- ・ 8月6日にアミューホールにおいて開催し、14人が参加。
- ・ 前回の市民意見公聴会で出された意見に関して、バス停と車寄せを一体的に整備する計画であったが、バス会社などとの協議により、一体化はしないことになり、庁舎西側に広がりのある広場が創出できたこと、南側スロープの凍結への対応については、凍結するおそれのある日は限られており、仮に凍結した際には迂回することができるため、融雪装置などの設備は過剰であるとする。との説明を行った。

(3) 新庁舎建設基本設計案（概要版）について

- ・ 今後の工程計画について、工事着手は平成31年5月、工事期間は約18か月で、工事完了は平成32年10月となり、各検査や移転準備などを経て、新庁舎の業務開始は平成33年2月を予定。その後に、現庁舎の解体、外構工事を行い、平成34年3月には新庁舎建設事業を完了する予定。
- ・ 概要事業費の総額は、基本計画で示している約50億8,000万円で進めている。この事業費に現庁舎のアスベスト除去費は含まれていない。

第16回（平成29年12月12日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設基本設計について
- 2 陳情第12号 清瀬市新庁舎建設設計について 事業費の大幅な削減につながる4階議場を市民へ開放するための陳情 《採決結果：不採択》
- 3 その他

〔1の主な内容〕

市側より以下の説明を受け、質疑を行った。

(1) 市民説明会について

- ・ 10月1日にアミューホールにおいて午前午後の2回開催した。午前午後合わせて26人が参加。
- ・ 第15回委員会において示した基本設計案をもとに説明を行った。

(2) パブリックコメントの実施結果について

- ・ 10月1日から1か月間実施。14人、19件の意見があった。
- ・ 主な意見として、敷地内の全面禁煙について 5件、議場の一般開放について 5件、省エネ技術などについて 3件など。

(3) 清瀬市新庁舎建設基本設計概要版について

- ・ 上記市民説明会及びパブリックコメントを行った結果、第15回委員会において示した基本設計案から変更事項はなかった。
- ・ 概算事業費の中にアスベスト除去費を含めるべきとの意見を受け、現時点の現庁舎におけるアスベスト除去費を概算額として約3億円程度と記載した。

(4) 今後のスケジュールについて

今後、詳細な寸法や仕様、ならびに発注に係る工事費用を積算するための実施計画を進め、来年度には施工者の選定を実施、平成31年5月より工事着工、約18か月間の工事期間を経て、平成32年10月に工事完了、庁舎機能に移転した後、平成33年2月ごろには新庁舎での業務開始、その後、現庁舎の解体、来庁者用駐車場などの外構工事を行い、平成34年3月に新庁舎建設事業を完了する予定。

〔2の主な質疑及び意見〕

(1) 質疑

- ◇ 議場の天井高をほかのフロアと同様にした場合の建設費への影響について、非常用発電機を変更した場合の経費について。
- ◇ 一般開放に対応する可動式什器の収納場所について、また収納場所のない場合には、新たに収納場所を確保することへの床面積、経費への影響について、一般開放時における設備、備品の撤収、収納、会議機能への復元作業が庁舎管理上可能か、収納場所を設置した場合、天井高がどのように変化するか、議場を防災拠点として職員の仮眠スペースとして活用するとあるが、基本設計の中ではどう考えているか、平成28年9月に本特別委員会として取りまとめた新庁舎における議場に関する審議報告書にある議場の一般貸し出しの考え方についてどのように認識されているか。
- ◇ 傍聴席の段差と天井高を抑えることによる空調のランニングコストの影響について、他自治体での議場の一般開放の状況について、議会開催月以外の一般貸し出しの考え方について。

(2) 意見

- ◇ 議場の設置目的はほかの市民センター等の施設とは全く異なること、議会施設は議会日程を最優先する施設であり、今後の議会通年制の導入の可能性、緊急的な臨時議会の開催も想定される中で、仮に議場の多目的利用を行った場合でも、議会の招集があれば、予約の有無にかかわらず議場として使用することになることから、予約の取り消しによる利用者への混乱や損害が生じることになる。また、議場の多目的利用に対応するため、可動式什器を導入しなければならず、多目的利用に伴う設備、備品の収納や使用後の議場への復旧には多大な労力と時間を要する。これらを利用する市民が行った場合に生ずる備品の毀損、議場内の損傷の可能性も否定できず、仮に備品が損傷した場合には、議会運営に支障を来すおそれがある。利用者は不特定多数であることも想定されることから、備品損傷時の原因者の特定が難しい場合など、損害賠償の請求も困難となることが生ずる。多目的利用を前提とした整備はセキュリティ上の課題もあり、慎重な検討が必要で

ある。陳情の項目として挙げられている事業費、維持管理費の抑制とあるが、収納場所の増設による面積の増加、可動式什器は耐久性に劣ることから、結果、ランニングコストの増加を招き、陳情の趣旨と相反するものである。災害時の仮眠スペースとしての利用についても陳情にあるが、基本設計において、議場以外の所要の措置が講じられていること。議場の利用日数が少ないという指摘には、本特別委員会として議場を本会議場だけでなく、各種委員会室としても利用することで議場の効率的な利用を図るとの方針が示されており、これらについては既に現行計画に包含されている。また、これまでも議長の裁量により目的外使用については柔軟な利用が図られている。よって、この陳情には賛成しかねる。

◇ 報告書の記載は議場の貸し出しを完全に否定しているわけではなく、陳情の趣旨は相反するものではないと認識しており、一般開放という点ではなじみにくいが、使用できるようにしておくことを否定しない。この陳情には賛成する。

◇ 議会としての意見の集約に関して、当初から開放すべきでないといった認識はない。他の公共施設同様に予約管理システムで貸し出すことは無理だと思っているが、定例議会のない時期には基本的には貸し出すことは可能であると考えている。市民の声として陳情や市民説明会、またパブリックコメントでもかなりの数の方から上がっており、意見を反映させていく努力はしていくべきである。移動可能な什器の導入、傍聴席の下のスペースを収納場所とすることは可能ではないか。この陳情には賛成する。

◇ 議会として意見集約された中で、一般貸し出しは想定すべきでなく、子ども議会など特定の用途は可能であるとしており、議場を一般市民に開放することはできないと考える。ただし、事業費抑制のためにはしっかり取り組んでいただきたい。この陳情には賛成しかねる。

第17回（平成30年6月20日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎建設実施設計について
- 2 陳情第6号 新庁舎建設について予算内に事業費を抑えることを求める陳情

《採決結果：不採択》

- 3 その他

〔1の主な内容〕

市側より、基本設計から現在に至るまでの経緯、配付された資料をもとに変更点、今後のスケジュール等について説明を受け、質疑を行った。

〔2の主な質疑及び意見〕

（1）質疑

- ◇ この陳情に対する行政側の考えについて。
- ◇ ホテル建設やオリンピックに向けた工事が多く、原材料費が上がっている。また、人件費も関連工事が一段落しても下がらないという意見もあるが、どのように考えているか。

- ◇ 陳情には建設費だけでなく、光熱費も抑える必要があるとされているが、どのように対応するのか。
- ◇ 議会部分の面積は、基本設計と実施設計で差が生じているか、現在の議場の天井高とは差があるか、議会部分の面積の算出根拠について。

(2) 意見

- ◇ 事業費の予算内執行をできる限り考えていただきたいが、現実的には自然災害の対策も行政の役割である。よく精査をして事業予算を適正に決定すべき。
- ◇ 議場と委員会室の天井部分が突出して高いが、稼働率の低い議会関係の空間の無駄を減らしてほしいという声もあるので努力してほしい。

第18回（平成30年9月12日）

〔審査事件〕

- 1 議案第49号 平成30年度清瀬市一般会計補正予算（第3号）（所管部分）
《採決結果：可決》
- 2 陳情第12号 清瀬市新庁舎建設事業計画について 財政難に加え市の将来像を見据えて本年2月より着手した清瀬市公共施設再編計画策定事業の一環と位置付けられる「新庁舎建設事業の事業費のさらなる圧縮を求める」陳情 《採決結果：不採択》
- 3 その他

〔2の主な質疑〕

- ◇ 今の段階で陳情が出るということは内容や予算について市民に十分な周知がされていないのではないか、再度説明会を開くように。
- ◇ 費用の総額が50億8,000万円でおさまるのか、借金の返済期間はどれくらいか、スケジュールも含めた今後の予定を伺う。
- ◇ 費用が大幅に上回ってしまった場合、見直しということになると思うが、その辺はどう考えているか。委員会室や議場を市民に貸し出すということは物理的に可能であると思うが、その辺についても伺う。
- ◇ 今後の説明会は開かないということであるが、最終案はこうなったという説明は必要ではないか。
- ◇ 事業費50億8,000万円というのは1平米当たり40万円という金額はあくまでも守るという意味での上限と受けとめている。その考えというのは現在どうなのか。予算内で建設する努力をするのが財政当局の役目ではないか。
- ◇ 危険な部署は健康センターに移してはどうか。

第19回（平成31年3月22日）

〔審査事件〕

- 1 議案第19号 清瀬市新庁舎建設工事請負契約 《採決結果：可決》
- 2 その他

〔1の主な説明内容〕

（1）契約概要について

本件は清瀬市新庁舎建設の工事請負契約を執行するためのもので、契約予定価格が1億5,000万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき上程するもので、発注方法は新庁舎建設における施工者には、施工技術力や現場安全管理能力のみならず、庁舎機能における業務の効率性への配慮など、市民に親しまれる新しい庁舎を実現することを期待することから、価格だけの一般競争入札ではなく、総合評価を取り入れた制限つき一般競争入札、総合評価方式とし、公募の結果、3者より参加表明があった。

（2）施工者選定にかかわる日程について

10月22日に施工者選定委員会を開催し、11月19日より施工者の募集を開始、その後、3者より参加申請があり、一次審査を行った結果、3者とも一次審査を通過した。その後、二次審査書類の提出を受けた後、プレゼンテーション及びヒアリングを2月12日に実施し、入札金額の開札を行ったものの、全参加者の入札金額が予定価格を超過したため無効とし、再入札を行い、この結果をもとに施工者の選定を行い、3月11日に仮契約を行った。

（3）施工概要について

新庁舎建設及び外構整備、旧庁舎解体工事となり、建設面積2,436平方メートル、延べ床面積10,401平方メートルで、地上4階、地下1階建て、鉄筋コンクリートづくり、地下1階、柱頭免震構造、駐車場は来庁者用、公用車用を含め135台とした。

（4）施工者選定方法について

- ・ 学識経験者を含む施工者選定委員会を設置し、審査を行うこととし、審査は2回に分けて実施した。一次審査では客観的な審査、二次審査では技術提案書などによる審査を行い、二次審査終了後に入札金額に基づく総合評価方式により最優秀者と優秀者を決定する。
- ・ 一次審査では、施工実績などの提案書類により応募資格要件の確認を行い、応募のあった全3者において一次審査通過を決定した。
- ・ 二次審査では技術提案書類により評価を行った後、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し審査を行った。

（5）評価結果について

一次審査の実績評価では2者が同ポイントで、1者はマイナス5ポイントの差がついた。二次審査の技術提案評価では、各社とも独自の最新技術をアピールする提案となり、施工技術においては甲乙つけがたい内容となったが、A社においては施工解体方法や環境に配慮した建設資材の採用、現場の事務所と本社技術研究所との連携により品質確保や施工精度の評価が高く、2期の工事にわたる難易度が高いローリング計画ならびに地元経済への波及効果に係る提案などにおいてはA社、C社ともに高い評価となった。また、B社は仮設計画における解体用足場において、独自の提案を挙げている点を評価する委員もいたが、最終的な評価において、総合的に各項目における評価が高かったA社が優位となる結果となった。

(6) 入札結果について

当初の開札日である2月12日に開札を行ったが、全参加者の入札額が予定価格を超えたため無効とし、設計図書と仕様書などの一部見直しを行った上で、3月6日までに再入札を行い、翌7日に開札を行った結果、株式会社大林組が42億8,400万円、残りの2者については1者が辞退、もう1者は予定価格を上回ったため、無効となった。

以上の結果により、総合評価で実績評価が70点、技術提案評価が81.2点、入札評価が4.2点となり、70プラス81.2を4.2で除した総合評価値が36点となった株式会社大林組を最優秀者と選定した。

これを受けて、3月11日に工事請負契約の仮契約を締結した。

第20回（令和元年9月13日）

〔審査事件〕

○陳情第14号 清瀬市新庁舎建設事業計画について市民応接階と職員執務階を完全分離するために職員執務機の配置計画の抜本的に見直しをすることを求める陳情

《採決結果：不採択》

○陳情第15号 清瀬市新庁舎建設計画について事業費の削減と工期を遅らせない具体的な減額案のための陳情 《採決結果：不採択》

○陳情第16号 新庁舎建設事業について市民への説明会の開催を求める陳情

《採決結果：不採択》

〔陳情第14号の主な質疑・意見〕

(1) 質疑

◇ 費用が50億8,000万円から54億2,000万円になったときにどういう変更がなされたのか。議会では130項目を精査した中で32項目を採用して10億円の削減ができたと言っているが、減額に係る具体的な説明を求めたい。現段階での費用削減はどんな形でできるのか。変更によって金額を減らすことができるのか。また、増えることはあるのか。

◇ 軽微な変更とは、材料などが変われば費用も変更になるのか。

◇ 陳情の項目にあるように、レイアウトを見直せば1階は市民交流の場に、また、夜間、休日も使えるのか。またデジタルファースト法の影響についてはどうか。

◇ 軽微な変更の話の中で、新庁舎の議員控室が変更されると聞いたが、ほかにも変更を考えられるところがあるのか。職員数については512人にならないと考えてよいのか。

(2) 意見

◇ 新庁舎は有効活用や夜間としてもあるようだ。予想されることは最低限確保されている。臨機応変に対応すると言っているので、この陳情は賛成しかねる。

◇ 市民負担増が国民健康保険や介護、またごみ袋にしてもふえる一方だ。市民負担増が重くのしかかってきているその中で、庁舎の建て替えの経費を削減してほしいと感じるのは真っ当な感覚だ。市民の思いを強く受けとめる。この陳情は建

設経費削減と市民のためのスペースを広げることが求められている陳情だ。公共施設の再編計画が進められているが、市民のための施設の面積が縮小されようとしているが、その機能を新庁舎に移していけないかと求めていく考えは至極当然であり、合理的な考えだ。市民参加で検討が前向きに進められるよう希望する。この陳情には賛成する。

- ◇ 平成25年から8年間にわたって議会では市民の意見を聞いて決定してきたことだ。陳情を受けることで工期延長や費用もかさむので、この陳情は賛成しかねる。
- ◇ 長きにわたり検討し、市民からも要望、意見を聞いてきた。賛成しかねる立場だ。
- ◇ 陳情項目については、担当部長の答弁から、現在の計画の中でも項目は実現できていると受けとめた。デジタルファースト法により、今後5年、10年は厳しいと思う。柔軟な設計もできているので、陳情項目は今既に実現可能なので、この陳情は賛成しかねる。
- ◇ 市民への説明は、これまで平成26年4月には市民ワークショップやパブリックコメント募集、住民説明会がやられていたが、平成29年11月1日の説明会以降、市民説明会はやられていない。130項目のうち32項目を採用して10億円の削減ができたことなど、市民には知られていない。きめ細やかな対応を本市が行わなかったことで、市民の方はこのような声しか出せなかったのだと思う。もっと市民参加でやるべきだ。市民説明会は開くべきなので、賛成する。

〔陳情第15号の主な質疑・意見〕

(1) 質疑

- ◇ 市は説明会をやってきたというが、基本設計までだ。市民と市の信頼関係はできてきていたのに、実施計画になってぱたりと終わってしまった。市民が54億2,000万円になったことを知らされたのは1年半以上たってからであり、平成31年5月1日号の市報だった。市は削減できるといったような意見を聞く場を持つのが当たり前ではなかったか。工事が始まってしまったら大きな変更ができないものだ。なぜ説明会をしなかったのか。
- ◇ この陳情は事業費の削減と工期をおくらせない具体的な減額案と言っているが、ひさし、ルーバー中止で減額できる、工期の短縮もできると言っているがどうか。

(2) 意見

- ◇ この陳情は費用の減額案が示されているが、事業費を縮めることはやるべきだと思う。新庁舎は誰が必要としてきたことが出発点。効率性も求めてきた。我々議員は庁舎のことだけではなく、あらゆる面で政策を考え議論を行ってきた。庁舎だけにこだわるものではない。陳情には賛成できない。
- ◇ 公共施設再編計画では、公共施設の床面積を減らす方向なのに、庁舎は増えるのは矛盾していると思う。広過ぎることへの疑問もある。まちづくり基本条例の中で情報公開については、市の保有する情報は市民への共有財産であり、市民への説明を規定しているが、まだ共有の財産となっていない。市民参画を進めるべ

きだ。賛成をする。

- ◇ 今まで基本設計、公聴会など経て、議論を尽くす中で進んでいる。アスベスト除去費用が想定しない要素もあったが、変更することは考えられない。陳情には反対する。
- ◇ 市役所建て替えで少しでも減額すべきとの思いから、何かしら自分の知識が役立てるのなら協力したいとする専門家にありがとうと受け入れるのが市の姿勢である。市議会としても陳情者の思いがどこから来るのかをよく見る必要がある。福祉は削られ、年金は減ってきて困窮している。そういう市民を見てきているから、こういう申し出ができる。50万円でも100万円でも削って、教育や福祉に回せる、削減できることは探そうと言っていることは共感できるものだ。この陳情は市民参加で検討できる場をつくってほしいとの陳情だ。項目の一つ一つをできるかできないかを問うているものではない。陳情に賛成する。
- ◇ 1円でも多く削減しなくてはならないと思う。計画の見直しは予算の総額につながるものだ。アスベスト除去費用の増額はやむを得ない。議論を尽くした結果である。陳情には反対する。
- ◇ 経費削減は誰も反対しないだろう。減額案についても市も検討してみてテーブルにのせたものだ。案については現在検討もして満たしているので、陳情には賛成しかねる。
- ◇ 陳情にある事業費について予算に反対の立場をとった。審議されて賛成多数で予算は通ったのだから尊重しないとならない。陳情の案は特別委員会の中で議論した覚えがある。具体的な提案は既に議論した結果であるので、陳情は賛成しかねる。

〔陳情第16号の主な質疑・意見〕

(1) 意見

- ◇ 市は先ほどから皆さんの意見を聞いて示してきたというのが、そうではなかったことが明らかだ。事実を真摯に受けとめるべきだ。費用が上がったのになぜ説明会をやらないのか。事業費が高騰した事情について一言もやっていない。説明会の開催は至極当然だ。説明会を求める。陳情に賛成する。
- ◇ これまでの経緯は設計計画で公聴会や意見箱などでも聴取してきている。工事も始まっている中での陳情には賛成しかねる。
- ◇ この陳情書は説明会のみを求めるものではないようだ。会派では意見が分かれる。情報については広く市民に知ってもらえるように、さまざまなツールを通じてやってほしい。賛成しかねる。
- ◇ 三つの陳情のベースは市民が参加していきたいと願っていることだ。庁舎は大切な財産だからだ。きめ細やかにフェイス・トゥ・フェイスで目を見て、声を聞いての意見交換会をやるべきだ。賛成する。
- ◇ 市民参画のまちづくりの取り組みは進んでいる。基本設計を反映して実施計画は進んできた。既に工事は始まっている。すぐの説明会は無理だ。賛成しかねる。

第21回（令和2年12月8日）

〔審査事件〕

- 1 報告第7号 新庁舎建設工事の進捗状況について 《了承》
- 2 その他

〔1の主な内容〕

- ・ 報告第7号 新庁舎建設工事の進捗状況について、市側より新庁舎建設の工事のこれまでの経過と今後のスケジュールについて説明を受け、質疑を行った。また経過報告は議案書の写真資料をもとに進めた。
- ・ 令和元年7月から本格的な工事が始まり、掘削工事、地盤改良工事、また、同年12月には二次掘削が完了し、地下ピット部分の鉄筋の配筋が完了した部分にコンクリート打設を行った。
- ・ 今年の1月には新庁舎の建物は南北に長い形状となることから、幾つかの工区に分けて施工を行い、2月には地下1階の床部分の配筋が完了し、その後、コンクリート打設を実施し、3月には地下1階フロア全体の床のコンクリート打設が完了した。工事期間中における積雪は1日だけで、降雪により工期に影響を及ぼすものはなかった。
- ・ 今年の4月には約1か月にワンフロアのペースで躯体が出来上がり、7月には2階内部に設備配管を行い、8月には屋上階のコンクリート打設が完了し、躯体工事においては、塔屋のコンクリート打設を残すのみとなった。
- ・ 10月には順次内装工事を行い、現在は躯体全体を覆っていた足場が解体され、11月末現在の工事の出来高としては、全体の74.6%、1期工事である新庁舎建設工事としては76.7%とおおむね予定どおりに進んでいる。
- ・ 今後のスケジュールについては、引き続き、内装、外装工事を進めるとともに、新庁舎周りの外構工事を令和3年1月にかけて実施し、その後2月には各機器の試運転ならびに運転調整を行い、施工者の社内検査、消防署や建築確認機関などによる行政検査、発注者による検査等を実施し、3月の上旬には施工者より建物の引渡しを受ける予定。この引渡しを受けて、3月28日には竣工記念式典を執り行う予定。
- ・ 4月はサイン工事などの付帯工事や什器の搬入など、移転準備が整ったところで第1期工事の完了、現在の庁舎での業務は4月30日の午後5時をもって終了となり、翌5月1日から5月5日までの5日間で、旧庁舎から新庁舎へ書類やパソコンなど移転し、5月6日午前8時30分に新庁舎が開庁する予定。その後、6月より第2期工事として、現庁舎の解体工事を約7か月かけて行った後、来庁者用の駐車場整備、外構工事を令和4年2月にかけて実施、3月には検査を経て第2期工事が終了するとともに、新庁舎建設事業が全て完了する予定。

第22回（令和3年7月29日）

〔審査事件〕

- 1 新庁舎の竣工に関する報告について
- 2 その他

〔1の主な内容〕

市側より、新庁舎の竣工について以下の項目について報告資料を基に説明を受け、質疑を行った。

(1) 新庁舎建設工事の進捗について

(2) 竣工記念式典について

3月28日日曜日に開催した。

(3) 付帯工事について

新庁舎建設の本体工事とは別にサイン工事、LANケーブル配線工事、映像音響工事、セキュリティ工事など、4月下旬までに実施をした。

(4) 庁舎機能移転について

4月の中旬から5月5日にかけて庁舎機能の移転作業を実施し、おおむねスケジュールどおり完了した。

(5) 新庁舎開庁式について

5月6日木曜日に開催。これをもって新庁舎の建設が完了した。

〔新庁舎建設特別委員会における審査終了について〕

審査事件1の報告をもって本特別委員会における審査を終了することについて、委員から提案があり、審査の終了について全委員に意見を求め採決を行った結果、賛成者多数となった。

(1) 審査の終了に対する賛成意見

◇ 特別委員会を開催して数年が経ち、様々な議論をし新庁舎が完成した。特別委員会として特に議論がなければ今回で終了しもよいのではないか。

◇ 本日の説明を聞いた限りでは、新庁舎建設に関して新たに問題が起きるということがないということを確認したので、一度終了してよいと思う。

◇ これまで様々な意見を伺い、今後も総務部建築管財課で対応できるということなので特別委員会は閉じてよいと思う。

◇ 今後の新庁舎の様々な課題や運用に関して、委員会として議論すべきことなのかどうかというところもあるので委員会を終了してよいと思う。

◇ 新庁舎が竣工して運用が始まったことで大きな工事の部分は終わったものと認識している。今後も様々な機会を通じて情報提供や質疑ができる場は必要だと思うが、それが委員会という形でなくてもよいので委員会を終了することには賛成する。

◇ 委員会として意見をまとめるという作業としては完了したという認識でいる。今後、報告というような形できちんとしていただくということを前提に、この委員会を終了することでよいと思う。

(2) 審査の終了に対する反対意見

◇ 特別委員会は継続すべきである。特別委員会を設置したときに、この委員会の任務として、解体の工事が完了するまでということを経営の委員長が宣言をし、それに皆が同意をして進めてきていることと、54億円という巨額な税金を投じた総事業に対する責任として、今後も議題とし市側からの報告と審議の時間を保障してほしい。

- ◇ 特別委員会は継続していくべき。確かに1期分の新庁舎の竣工というところでは大きなことは終わっているが、今後の解体も含めた2期の工事のことや、サイン工事の不具合をどう改修していくのかという課題もあることから継続が望ましい。
- ◇ 旧庁舎の解体までが契約なので、委員として完全終了するまで見守るために特別委員会を存続すべき。